

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱

（平成14年4月9日副知事通知）

〔沿革〕 平成15年3月31日改正

〔沿革〕 平成16年3月31日改正

〔沿革〕 平成17年3月31日改正

〔沿革〕 平成17年8月24日改正

〔沿革〕 平成18年4月1日改正

〔沿革〕 平成19年3月31日改正

〔沿革〕 平成20年3月31日改正

〔沿革〕 令和4年4月1日改正

〔沿革〕 令和5年2月28日改正

〔沿革〕 令和7年4月1日改正

（目的）

第1条 この要綱は、県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）（以下「意見提出手続」という。）に関する必要な事項を定めることにより、県政への積極的な県民の参画を促進するとともに、県政運営における公正の確保並びに透明性及び説明責任の向上を図り、県民とともに歩む参画と協働の県政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「意見提出手続」とは、県行政の全体又は各分野の施策展開に当たっての基本的な事項を定める計画、方針等の策定等の立案段階において、その趣旨、内容等を県民等に公表し、これらについて提出された具体的な意見等を考慮して県が計画等を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表する一連の手続を指し、当該計画等に対する賛否を問うものではない。

2 この要綱において、「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者をいう。

（対象）

第3条 実施機関は、次に掲げる計画等の策定又は改定に係る案（以下「計画等の案」という。）のうち、県民生活に関わるものであって、事前に県民の意見を求める必要性の高いものについて、この要綱の定めるところにより、意見提出手続を行うものとする。ただし、当該計画等の策定又は改廃が、県に裁量の余地のないもの、緊急性を要するもの、公共の安全又は個人等の情報に関して支障が生じると認められるもの又は軽微な内容変更のものである等意見提出手続を行うことが明らかに合理性を欠くと認められる場合及び法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、実質的に県民の意見を反映する機会が確保されている場合は、この要綱に定める意見提出手続を実施しないことができる。

（1）県行政の推進において必要とする基本的事項を定める計画、方針等（第4号の規定に基づき、同号に規定する附属機関等の答申、報告等の段階において意見提出手続を

行った場合であって、その内容に沿って計画等を定める場合を除く。次号、第3号及び第5号において同じ。)

(2) 県行政の推進において必要とする基本的事項を定める条例又は県民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を賦課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例及び規則（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)

(3) 公用又は公共の用に供される施設の整備に当たってその理念及び機能等を定める基本構想等

(4) 附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の審議によりとりまとめる答申、報告等（当該附属機関等が意見提出手続を行うべきものと認めたものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続が必要であると実施機関が認めるもの（意見提出手続の実施）

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の案の最終案を決定するまでの適切な時期に計画等の案を公表し、広く県民等から意見等を求めるものとする。

2 この要綱による意見提出手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。
（計画等の案の公表方法）

第5条 実施機関は、前条の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる方法その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の事務所への備付け
- (2) 法務文書課県民情報センターへの備付け
- (3) インターネットの県ホームページへの掲載

2 実施機関は、第4条の規定により計画等の案を公表するときは、必要に応じて、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案を附属機関等における審議に付した場合にあっては、当該審議の概要を記載した資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画等の案に関連する資料
（意見等の提出）

第6条 意見等の提出期間は、概ね1か月程度の期間を確保することを基本に実施機関が定めるものとする。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参のほか、説明会、県民フォーラム等（以下「説明会等」という。）における意見の聴取等のうちから実施機関が定めるものとする。

3 県民等が計画等の案についての意見等を提出する際に、実施機関は、当該県民等の住所、氏名又は名称等の明記を求めるものとする。

4 前3項に定める事項は、計画等の案の公表の際に明示するものとする。
（説明会等の開催）

第7条 実施機関は、説明会等により意見等の提出を求めようとする場合にあっては、次

に掲げる事項を定め、第4条の規定による計画等の案の公表をする際に明示するものとする。

- (1) 説明会等の名称
- (2) 説明会等の開催日時及び場所
- (3) 説明会等において意見等を提出することができる者の範囲
- (4) その他説明会等の開催に必要な事項
(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮し、別途手続が定められているものを除き、速やかに計画等を定めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等を定めたときは、県民等から提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の対応を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見等を求めている計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、提出された意見等のうち、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれる場合には、公表する意見等の概要から当該部分を削除し、又は意見等の概要の全部を公表しないことができる。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定により実施機関の対応を公表する場合について準用する。

(地域の実情を勘案した手続の実施)

第9条 実施機関は、第3条に掲げる対象のうち、特定の地域を対象とする計画等の案については、第4条から前条の規定にかかわらず、意見等の提出期間など地域の実情を勘案した別に定める方法により、当該地域の県民等から意見等を求めるものとする。

(出資法人等への実施要請)

第10条 県が資本金の出資その他財政支出等を行っている法人（以下「出資法人等」という。）を所管する実施機関は、当該出資法人等が基本的な方針等を定めようとする場合において、広く県民等の意見を求めることが望ましいと判断する場合は、同様の意見提出手続を実施するよう当該出資法人等に要請するものとする。

(要綱の見直し)

第11条 知事は、意見提出手続の充実を図るため、この要綱に定める内容について、必要な見直しを行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等のうち、計画等の案を公表し、県民等に意見等を既に求めたものについては、この要綱の規定は、適用しない。